旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成27年２月12日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①有限会社ツーリストコスモス　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３－604号　④有限会社ツーリストコスモス　埼玉県鴻巣市本町３－２－19　取締役　武渕百合子　⑤本社営業所　埼玉県鴻巣市本町３－２－19　⑥平成４年５月27日　⑧平成26年12月26日　⑩270万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県鴻巣市本町３－２－19　有限会社ツーリストコスモス　取締役　武渕百合子

Ｃ　①日本キャリートラベル　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2717号　④株式会社日本マックスケア　大阪府茨木市彩都あさぎ一丁目２－18　代表取締役　早栗義文　⑤日本キャリートラベル　大阪府高槻市岡本町43番１号　⑥平成26年10月９日　⑨平成26年12月11日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府茨木市彩都あさぎ一丁目２－18　株式会社日本マックスケア　代表取締役　早栗義文

Ｂ　①株式会社インフォトップ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6534号　④株式会社インフォトップ　東京都渋谷区渋谷二丁目22番３号　代表取締役　新田啓介　⑤本社営業所　東京都渋谷区渋谷２－22－３渋谷東口ビル９Ｆ　⑥平成24年５月８日　⑧平成27年１月９日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都渋谷区渋谷二丁目22番３号　株式会社インフォトップ　代表取締役　市之川匡史

Ｂ　①株式会社ブイアイピーエンタープライズ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5021号　④株式会社ブイアイピーエンタープライズ　東京都渋谷区神宮前５－42－６　代表取締役　鳥飼繁實　⑤本社営業所　東京都渋谷区神宮前５－42－６　⑥平成13年７月５日　⑧平成26年12月19日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都渋谷区神宮前五丁目42番６号　株式会社ブイアイピーエンタープライズ　代表清算人　鳥飼繁實

Ｂ　①コウセイ旅行　②第３種旅行業　③新潟県知事登録旅行業第３－250号　④小川孝　新潟県魚沼市小出島848番地５　⑤本社営業所　新潟県魚沼市小出島848番地５　⑥平成６年７月29日　⑦平成26年12月31日　⑩300万円　⑪新潟県知事　⑫新潟県魚沼市小出島848番地５　コウセイ旅行　小川孝

Ｂ　①とざきサービス　②第３種旅行業　③岐阜県知事登録旅行業第３－226号　④とざきサービス　岐阜県羽島郡岐南町徳田西１丁目125番地　戸崎正好　⑤営業所　岐阜県羽島郡岐南町徳田西１丁目125番地　⑥平成12年１月20日　⑧平成27年１月20日　⑩300万円　⑪岐阜県知事　⑫岐阜県羽島郡岐南町徳田西１丁目125番地　とざきサービス　戸崎正好

Ｂ　①スポーツ観光　②観光圏内限定旅行業　③静岡県知事登録旅行業第地域－３号　④川柳利人　静岡県富士市久沢701－10　⑤本社営業所　静岡県富士市中里194－１　⑥平成26年９月24日　⑧平成27年１月21日　⑩100万円　⑪静岡県知事　⑫静岡県富士市久沢701－10　川柳利人

Ｂ　①太陽レクリエーション　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2300号　④福島和茂　大阪市東淀川区東淡路１丁目５番４－830号　⑤本店　大阪市北区南森町１丁目４番11－309号　⑥平成17年１月５日　⑧平成27年１月５日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市東淀川区東淡路１丁目５番４－830号　福島和茂

Ｂ　①株式会社ゆっくり旅行　②第３種旅行業　③兵庫県知事登録旅行業第３－653号　④株式会社ゆっくり旅行　兵庫県姫路市網干区大江島603番地　代表取締役　増田眞一　⑤本社営業所　兵庫県姫路市網干区大江島603番地　⑥平成22年３月24日　⑧平成27年１月22日　⑩300万円　⑪兵庫県知事　⑫兵庫県姫路市網干区大江島603番地　株式会社ゆっくり旅行　代表取締役　増田眞一

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成27年２月12日

記

［掲載順序］　（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社日本トラベランド　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第732号　④株式会社日本トラベランド　静岡県浜松市中区鍛冶町二番地の11　代表取締役　浅井明子　⑤本社営業所　静岡県浜松市中区鍛冶町二番地の11　⑥昭和61年10月24日　⑦平成27年１月20日　⑧1400万円　⑨7000万円